

避難所における ペット避難ガイドライン

岩見沢市

はじめに	P 1
1. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方	P 2
2. 避難所におけるペット避難の受入れ方法	P 3
3. 避難所に入所するとき	P 5
4. 避難所におけるペットの飼育	P 6
5. 避難所を退所するとき	P 7
6. 避難所のペット飼育スペースの消毒・消臭	P 7
7. 平常時からの備え	P 8
■ 盲導犬・介助犬・聴導犬	P10
資料・様式	P11

はじめに

災害が起こった時に最初に行うことは自分自身や家族の安全確保ですが、ペットを飼育している方はペットの安全確保についても、いざというときに慌てないように普段から備えておく必要があります。

過去の災害では、自宅に置いてきたペットの様子を見るために自宅に戻った飼い主が二次災害にあたり、避難所においてペットの受入れを拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされた結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。

東日本大震災では住民が緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪するなどの事例もありました。

こうした状況を踏まえて、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月）」、「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）」が示され、これらのガイドラインに沿って、各避難所において、円滑にペットと避難者を受入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対応を検討しておく必要があります。

そこで、岩見沢市では「避難所におけるペット避難ガイドライン」を作成し、避難所におけるペット避難の受入手順やルール等についてお示しします。



1. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方

岩見沢市地域防災計画において、市は必要に応じて避難所における家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるとともに、家庭動物を受入れする避難所、受入れする動物の種別、受入れ方法について、あらかじめ定めることとしています。

【岩見沢市地域防災計画 第5章第4節-1-(7)、第12節-2-(3)】

また、動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づいて、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うとともに、自らの責任により、同行避難（飼育している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行うこととなっています。

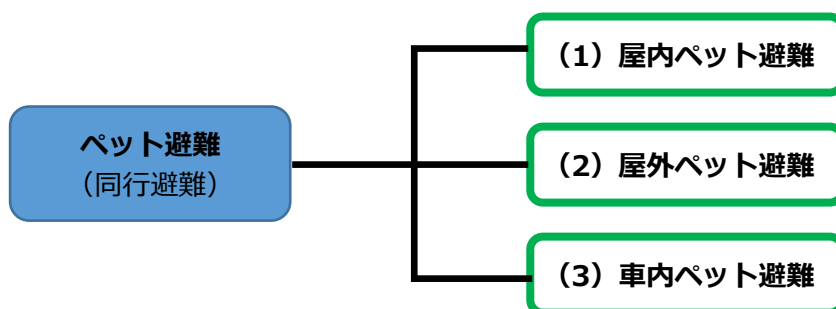
【岩見沢市地域防災計画 第5章第12節-2-(1)(2)】

以上のことから、岩見沢市における避難所でのペットの受入については、「同行避難」を原則としますが、「同行避難」とは、「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること」をいい、避難所で人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。

避難所には、動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人など多くの人が集まるため、他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者の理解が得られるようにペットを受入れる必要があります。

このことから、岩見沢市では各避難所の指定したスペースでのみ、ペット避難の受入れを行います。また受入れ方法としては、ケージやキャリーバッグに入ったペットを屋内で飼育する「屋内ペット避難」と、リードでつないだペットを屋外で飼育する「屋外ペット避難」、避難所の駐車場の車内でペットを飼育する「車内ペット避難」の3つの方法を可能としますが、どの方法で受入れするかは避難所ごとに設定します。（P11 参照）

それぞれの避難所でどのような方法のペット避難が可能か事前に確認し、災害が起きたときはペットと一緒に速やかに避難できるようにあらかじめ準備しましょう。



【ポイント】

- ① 飼い主は、飼育しているペットを同行して、避難所などの安全な場所に避難する。（同行避難）
- ② 各避難所の指定スペースでのみ、ペット避難を受入れる。
- ③ 避難所でのペット避難の受入れ方法は「屋内ペット避難」「屋外ペット避難」「車内ペット避難」の3種類
- ④ どの避難所でどのような方法のペット避難ができるか、事前に確認し、もしもの時のために日頃から準備する。

2. 避難所におけるペット避難の受入れ方法

避難所で受入れするペットの避難方法としては、次の3つの方法があります。

- (1) 屋内の指定スペースにおける避難（屋内ペット避難）
- (2) 屋外の指定スペースで、首輪とリードでペットを繋ぎとめる避難（屋外ペット避難）
- (3) 施設の駐車場における自家用車の車内での避難（車内ペット避難）

いずれの方法の場合も、必ず避難所の受付又は運営本部に届け出をし、運営本部の指示に従い、ルールを守ってペットを飼育してください。（届け出方法についてはP5参照）

また、どの避難所でこういったペット避難ができるのか、事前に確認し、必要なものを準備しておきましょう。

(1) 屋内ペット避難

避難所の屋内でペットを飼育する避難を「屋内ペット避難」と言います。

屋内ペット避難では、飼い主とペットは原則、別々のスペースで避難生活を送りますが、食事や排泄物の処理など必要に応じて、飼い主はペット避難スペースに足を運ぶことになります。

また、屋内で受入れするペットは、天井・床部があるケージ・キャリーバックでの飼育となり、そのためのケージ・キャリーバックについては必ず飼い主が用意することとします。

ケージ・キャリーバックで飼育できない場合は、屋内ペット避難で飼育することはできません。

なお、吠えたり鳴くことをやめなかった場合や、人や他のペットに危害を加える場合は、屋外の指定スペースへ移動してもらいます。

対象となる動物：小型・中型犬、猫、鳥、小動物（うさぎ・ハムスター等）など

※特定動物（危険な動物）や特定外来生物及びこれらに類する動物、大型の動物、専用の飼育施設を要する動物、危険犬種（見た目では他人が怖がるような犬）は、屋内ペット避難で受入れできません。



(2) 屋外ペット避難

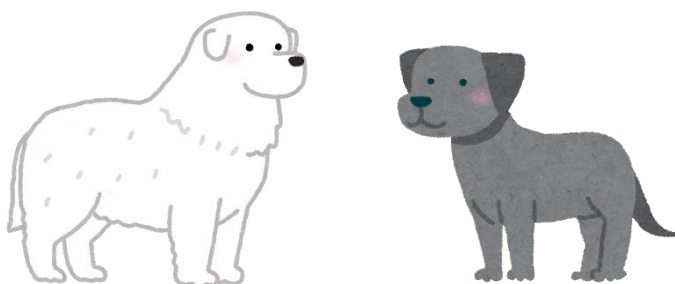
避難所の屋外でペットを飼育する避難を「屋外ペット避難」と言います。

屋外ペット避難をするペットは、指定されたスペースの鉄柱等に、首輪・リードで繋ぎとめる必要があります、そのための首輪・リード等は必ず飼い主が用意することとします。

首輪・リードで繋ぐことのできないペットは屋外ペット避難で飼育することはできません。

対象となる動物：大型犬、ケージ・キャリーバックに入っていない動物

※特定動物（危険な動物）や特定外来生物及びこれらに類する動物、大型の動物、専用の飼育施設を要する動物、危険犬種（見た目では他人が怖がるような犬）は、屋外ペット避難で受入れできません。



(3) 車内ペット避難

避難所の駐車場に駐車した自家用車の車内でペットを飼育する避難を「車内ペット避難」と言います。

飼い主がトイレなどで一時的に自家用車から離れるときは、ペットが車外に飛び出すことのないように、窓を閉めたり、自家用車のカギをロックするなどの必要な処置をしてください。長時間、自家用車から離れるときは、ペットの安全を確保するために、車外に出して屋内ペット避難や屋外ペット避難に移行しましょう。

また、飼い主は、定期的に車外で身体を動かすなどエコノミークラス症候群に気を付けるようにしましょう。



エコノミークラス症候群に気を付ける

避難所におけるペット避難の受入れ方法

	ペット避難の方法	飼育する場所	指定スペースに滞在するために必要なもの
(1)	屋内ペット避難	施設内の指定スペース (飼い主とは別のスペース)	ケージ・キャリーバッグ フード・食器 トイレ用品
(2)	屋外ペット避難	屋外の指定スペース	首輪・リード フード・食器 排せつ物処理用具
(3)	車内ペット避難	施設の駐車スペース	

【ポイント】

- ① ペット避難の受入れ方法は避難所ごとに異なるため、あらかじめ調べておく。
- ② 避難所でペット避難するためには、避難所運営本部に届け出る。
- ③ 屋内ペット避難では、飼い主とペットは別々のスペースで生活する。
- ④ 屋内ペット避難をするには、天井・床部があるケージ・キャリーバッグが必要。
- ⑤ 吠えたり鳴くことをやめない場合や、人や他のペットに害を与える場合は、屋外ペット避難へ移行してもらう。
- ⑥ 屋外ペット避難をするには、首輪・リードが必要。
- ⑦ ケージ・キャリーバッグ、首輪・リードなど受入れに必要なものは飼い主が用意する。
- ⑧ 車内ペット避難で、飼い主が一時的に自家用車から離れる場合は、ペットが逃げない処置をする。長時間、自家用車から離れる場合は、必要に応じて屋内ペット避難・屋外ペット避難へ移行する。
- ⑨ 車内ペット避難では、飼い主はエコノミークラス症候群に注意する。

3. 避難所に入所するとき

避難所でペットを受け入れるためには、受付時に「ペット避難届出書」(様式 1) を提出しなければいけません。

提出した方のうち、屋内ペット避難の方には届出ナンバーの付いたネームタグをお渡ししますので、ペットのケージ・キャリーバッグに必要事項を記入したネームタグを取り付けてください。

それぞれのペットの避難スペースについては避難所運営職員の指示に従い、指定された場所にペットを避難させてください。

<ペット避難届出書>

<ネームタグ>

(様式 1)

NO. 1

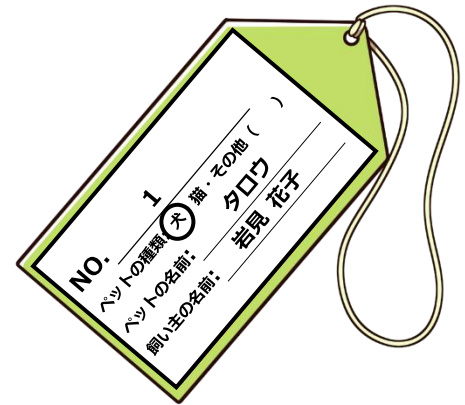
ペット避難届出書

(飼い主記載欄)

氏名 (飼い主)	岩見 花子		
住所	鳩ヶ丘●丁目●番●号		
携帯番号	090-●●●●-●●●●		
ペットの種類	① 犬 (種類・色: 柴犬・茶色))	
	② 猫 (種類・色:))	
	③ ウサギ (種類・色:))	
	④ ハムスター・リス (種類・色:))	
	⑤ 鳥 (種類: 色))	
	⑥ その他 ())	
ペットの名前	タロウ		
ケージ・かご キャリーバッグ	あり	・	なし
首輪・リード	あり	・	なし
自家用車	車種、色、ナンバー トヨタ ●●●●、白、●●●●		
備考欄			

(避難所運営本部記載欄)

指定飼育スペース	屋内	・	屋外	・	車内
入所時刻	●●:●●				
退所時刻	●●:●●				



※赤字は飼い主が記載、青字は運営本部が記載

【ポイント】

- ① 避難所の受付時に「ペット避難届出書」(様式 1) を提出する。
- ② 屋内ペット避難の場合は、受付で渡されたネームタグをケージ・キャリーバッグに取り付ける。
- ③ それぞれのペットの避難スペースについては避難所運営職員の指示に従い、指定された場所にペットを避難させる。

4. 避難所におけるペットの飼育

避難所で受入れするペットの飼育は、飼い主の責任において行ってください。

避難所には、ペットフードなどの備蓄品はありません。

また、専用のトイレが必要な場合は、トイレの持参が必要です。

飼い主は、普段からペットの生活用品や食料を備蓄（概ね3日分）し、避難の際に必ず持参してください。

「ペット避難をする時に、持参するペット用品の例」



「避難所でペットを飼育する時に注意すること」

- ペットに食事を与えたり、排せつ物を処理するのは飼い主が責任をもって行ってください。
- 飼い主はペットの体調を管理し、異変があるときは、災害の状況を確認したうえで速やかに動物病院等に連れていき獣医に診てもらうようにしましょう。
- ペットの排せつは決められたスペースで行い、排せつ後のトイレシートや猫砂はビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、指定された蓋付きのポリバケツに入れてください。
- 原則、ペットの飼育は飼い主が行いますが、もしもの時のために飼い主同士でコミュニケーションをとり、必要に応じて協力しましょう。



食事を与える



排せつ物を処理する



体調を管理する



飼い主同士で協力し合う

【ポイント】

- ① 避難所で必要となるペット用品、食料は飼い主が持参する。
- ② ペットへの食事の提供、排せつ物の処理は飼い主が行う。
- ③ ペットの排せつは決められたスペースで行う。
- ④ 飼い主はペットの体調を管理する。
(異変があるときは、速やかに動物病院等へ連れていく)
- ⑤ 飼い主同士でコミュニケーションをとり、必要に応じて協力し合う。

5. 避難所を退所するとき

(1) 退所の申し出

避難所から退所する飼い主は、必ずペットを連れて帰らなくてはなりません。
退所する際は、入所時に渡したネームタグを避難所の受付又は運営本部に返却してください。

(2) 後片付け・ゴミ処理

退所の際には、ペット避難で発生したゴミを分別のうえ、避難所のゴミ箱に入れてください。
使用済みのペットシートなど臭いを発するゴミは、ビニール袋に入れて、硬く口を閉じて、指定された蓋付きのポリバケツに入れてください。

また、ガムテープや粘着ローラーで、ペットが避難生活を送った場所に落ちている動物の毛を取ってください。



落ちている動物の毛を取る



臭いを発するゴミは指定された
ポリバケツに入れる

【ポイント】

- ① 退所の際は必ずペットを連れて帰る。
- ② ネームタグを避難所の受付又は運営本部に返却する。
- ③ 臭いを発するゴミは、ビニール袋に入れて、硬く口を閉じて、指定されたポリバケツに入れる。
- ④ ガムテープなどでペットが生活した場所の動物の毛を取る。

6. 避難所のペット避難スペースの消毒・消臭

ペットの避難スペース（屋内・屋外）は、原則、避難所閉鎖後に消毒・消臭のための清掃を行います。順次の消毒・消臭となりますので、清掃が全ての避難所で終了するまで日数がかかる場合があります。



7. 平常時からの備え

災害時にペットを守るのは飼い主の責務です。また、ペットによる問題は、その責任の全てが飼い主にあるため、他の避難者の迷惑にならないよう努めなくてはなりません。日頃からペットのしつけや健康管理を適切に行い、災害時に備えましょう。

1. 日常のしつけと健康管理

避難所においては、ペットは家庭とは異なった環境での生活を余儀なくされます。避難所ではケージの中で過ごさなければなりませんし、室内で放して飼う、人と同じ居住空間で飼うといったことは難しくなります。

災害に備え、しつけや健康管理をしっかり行いましょう。

(1) しつけ

緊急時に安全に避難し、避難所でトラブルなく飼育できるように基本的な「しつけ」を日頃からしておきましょう。

- ・ケージ（キャリーバッグ含む）の中での生活に慣らしましょう。
- ・ペットシートや猫砂など、ケージ内でのトイレに慣らしましょう。
- ・人や他の動物に対して攻撃的にならないように、幼少期から社会に慣れさせましょう。

ペットの攻撃的な行動の例



吠える



噛みつく



引っ掻く

(2) 健康管理

避難所では獣医による診察は受けることができません。日頃から感染症予防・持病対策をしておきましょう。

- ・感染症予防としてワクチン接種を行いましょう。
- ・定期的なシャンプーを行いましょう。
- ・爪の手入れをしておきましょう。
- ・持病の内容や常服薬・療法食を確認し、記録しておきましょう。



ワクチン接種



シャンプー



爪の手入れ



常服薬等の確認

(3) 飼い主の明示

ペットと離れたときも、飼い主がわかるようにしておきましょう。

- ・首輪への記名、マイクロチップ、脚環（鳥）などを準備しておきましょう。

2. 避難経路の確認

ペット避難の受け入れができる避難所を把握し、災害時に避難所へたどり着くための経路と所要時間を確認しておきましょう。



ペット避難の受け入れができる避難所を確認



避難所までの経路と所要時間を確認

3. 預け先などの確保

避難所に同行避難できない場合や、避難所生活が困難になった際にペットを預かってくれる親戚や知人又は預かりサービスのあるペットショップなどの緊急時の預け先や、自家用車でペット避難をするための安全な駐車場を確保しておきましょう。

また、自宅から備蓄品を持ち出すことが困難な場合に、ケージなどのペット用品を借りることができる方を探しておきましょう。



親戚や知人にペットを預ける



ペットショップの預かりサービス

【ポイント】

- ① 避難所でトラブルなく飼育できるように基本的な「しつけ」を日頃からしておく。
- ② 感染症予防やペットの衛生を保つなど、健康管理を行う。
- ③ ペット避難の受け入れができる避難所と経路を確認する。
- ④ 緊急時にペットを預かってくれたり、必要なペット用品を借りることができる親戚や知人を確保しておく。

■ 盲導犬・介助犬・聴導犬

障がい者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がい者の自立と社会参加に資するものとして訓練・認定された犬であり、身体障害者補助犬法において公共施設への同伴を認められています。

これらの補助犬については、ペット避難の受入れとは取扱いを同じにせず、どの避難所においても補助犬と飼い主が屋内の同じスペースで過ごす「屋内ペット避難」を可能とし、専用スペースを別室に設けます。

※避難所での受付の際に「身体障害者補助犬健康管理手帳」、「盲導犬使用者証」又は「身体障害者補助犬認定証」を提示していただきます。

盲導犬



視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートします。道路交通法第14条に定める犬であって、政令で定めるハーネス（胴輪）をつけています。使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教えてください。

介助犬



肢体不自由者の日常の生活動作のサポートをしてくれます。落としたものを拾って渡す、手の届かないものを持ってくる、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉、スイッチ操作などのほか、歩行介助、起立や移乗（トランスファー）の補助などを行います。外から見えてわかるように「介助犬」と書いた表示を付けています。

聴導犬



聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。玄関のチャイム音・ファックス受信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教えてください。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障害者であることに気がつくという効果もあります。

【ポイント】

- ① 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、屋内で飼い主と補助犬が同一スペースで生活する専用スペースを別室に設ける。
- ② 補助犬と避難する場合は、受付で「身体障害者補助犬健康管理手帳」、「盲導犬使用者証」又は「身体障害者補助犬認定証」を提示する。

指定避難所におけるペット避難の受入れ方法

(令和3年8月現在)

No.	避難所名	住所	ペット避難の受入れ方法					
			水害のとき			地震のとき		
			屋内	屋外	車内	屋内	屋外	車内
1	第一小学校	緑町3丁目7番1号	○	×	○	○	○	○
2	総合体育館	北3条西12丁目2番16	×	×	×	×	○	○
3	北真小学校	稔町30番地7	○	○	○	○	○	○
4	東小学校	東町2条7丁目977番地5	○	×	×	○	○	○
5	東光中学校	5条東14丁目1番地1	○	○	○	○	○	○
6	岩見沢小学校	2条東6丁目2番地	○	×	○	○	○	○
7	中央小学校	7条西16丁目7番地3	○	×	○	○	○	○
8	生涯学習センターいわなび	4条西1丁目3番地4	×	×	×	×	×	○
9	市民会館・文化センター	9条西4丁目1番地1	○	○	○	○	○	○
10	南小学校	9条東2丁目1番地	○	○	○	○	○	○
11	光陵中学校	春日町1丁目10番37号	○	○	○	○	○	○
12	美園小学校	美園5条4丁目4番1号	○	○	○	○	○	○
13	日の出小学校	かえて町2丁目1番1号	○	○	○	○	○	○
14	岩見沢東高等学校	東山8丁目1番1号	×	×	○	×	×	○
15	志文小学校	志文町161番地1	○	×	×	○	○	○
16	清園中学校	志文町927番地5	○	○	○	○	○	○
17	幌向総合コミュニティセンター	幌向南1条1丁目70番地5	×	×	×	×	○	○
18	幌向小学校	幌向南2条1丁目180番地	○	○	×	○	○	○
19	豊中学校	幌向南2条1丁目59番地	○	×	×	○	○	○
20	上幌向中学校	上幌向北1条4丁目745番地8	○	○	○	○	○	○
21	メーブル小学校	上志文町107番地1	×	○	○	×	○	○
22	岩峰地区農地流動化センター	峰延町330番地3	×	×	○	×	×	○
23	朝日コミュニティ交流センター	朝日町176番地22	×	×	×	×	×	○
24	毛陽交流センター	毛陽町534番地11	×	×	○	×	×	○
25	北村トレーニングセンター	北村赤川595番地1	×	×	×	×	×	○
26	北村中学校	北村中央4725番地	○	×	×	○	○	○
27	北村小学校	北村中央4725番地	○	○	○	○	○	○
28	豊正地区自治会館	北村豊正778番地141	×	×	×	×	×	○
29	美唄達布地区自治会館	北村美唄達布4614番地	×	×	○	×	×	○
30	幌達布地区自治会館	北村幌達布5180番地22	×	×	○	×	×	○
31	砂浜地区自治会館	北村砂浜361番地12	×	×	×	×	×	○
32	東地区自治会館	北村中小屋524番地59	×	×	×	×	×	○
33	栗沢市民センター	栗沢町北本町168番地	○	○	○	○	○	○
34	必成地区集会所	栗沢町必成195番地4	×	×	○	×	×	○
35	西地区集会所	栗沢町北斗601番地1	×	×	×	×	×	○
36	岐阜地区集会所	栗沢町岐阜207番地2	×	×	○	×	×	○
37	由良地区集会所	栗沢町由良419番地1	×	×	○	×	×	○
38	茂世丑地区集会所	栗沢町茂世丑309番地1	×	×	○	×	×	○
39	上幌地区集会所	栗沢町上幌350番地1	×	×	○	×	×	○
40	栗丘地区集会所	栗沢町栗丘201番地11	×	×	○	×	×	○
41	弥生ヶ丘地区集会所	栗沢町最上298番地17	×	×	×	×	×	×
42	栗沢B&G海洋センター	栗沢町最上506番地1	×	○	○	×	○	○
43	最上北栄地区集会所	栗沢町最上2番地45	×	×	○	×	×	○
44	宮村地区集会所	栗沢町宮村186番地	×	×	×	×	×	○
45	美流渡コミュニティセンター	栗沢町美流渡栄町93番地	○	○	○	○	○	○
46	万字地区集会所	栗沢町万字英町1番地2	×	×	○	×	×	○
47	ホテルサンプラザ	4条東1丁目6番地1	×	×	×	×	×	×
48	北村温泉	北村赤川156番地7	×	×	×	×	×	×

(様式1)

NO. _____

ペット避難届出書

(飼い主記載欄)

氏名(飼い主)	
住所	
携帯番号	
ペットの種類	① 犬 (種類・色:) ② 猫 (種類・色:) ③ ウサギ(種類・色:) ④ ハムスター・リス(種類・色:) ⑤ 鳥 (種類:色) ⑥ その他 ()
ペットの名前	
ケージ・かご キャリーバッグ	あり ・ なし
首輪・リード	あり ・ なし
自家用車	車種、色、ナンバー
備考欄	

(避難所運営本部記載欄)

指定飼育スペース	屋内 ・ 屋外 ・ 車内
入所時刻	
退所時刻	

避難所におけるペット避難ガイドライン

令和3年（2021年）3月 策定

令和3年（2021年）8月 改正

岩見沢市総務部防災対策室

電話：0126-23-4111（内線427）